

青森市おためし地域おこし協力隊実施及び地域おこし協力隊サポート業務  
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

青森市おためし地域おこし協力隊実施及び地域おこし協力隊サポート業務

(2) 実施主体

青森市

(3) 目的

地域おこし協力隊への応募を希望している者に対して、実際に地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）が実施する業務などを、短期間で体験できるおためし地域おこし協力隊のプログラムを提供することにより、切れ目のない隊員の採用や隊員着任後のミスマッチの防止によるスムーズな移住を図るとともに、隊員着任後の活動を円滑に推進し、地域への定着及び任期後の自立につなげるため、日常的な伴走支援・コーディネートを行うものである。

本業務では、募集前の「おためし」プログラムによる相互理解と、着任後の「メンター等によるサポート」を一貫して行うことで、定住率の向上と地域活性化の最大化を図ることを目的とする。

(4) 業務内容

別紙「青森市おためし地域おこし協力隊実施及び地域おこし協力隊サポート業務仕様書」のとおり

(5) 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(6) 業務に係る提案上限額

2,666,666円（消費税及び地方消費税を含む。）

内訳は、次のとおりとする。

①おためし地域おこし協力隊実施に要する経費の上限

1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

②地域おこし協力隊員サポートに要する経費の上限

1,666,666円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

(7) 問合せ及び書類提出先

青森市企画部連携推進課移住チーム

〒038-8505 青森市柳川2丁目1-1

TEL：017-752-8751 FAX：017-763-5243

メールアドレス：renkeisuishin@city.aomori.aomori.jp

※問合せ、書類提出等に当たっての注意事項

土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前8時30分から午後5時00分までとする。

## 2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する者は、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書提出の日において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (3) 参加申込書の提出期限から受託者確定の日までの期間、青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成 17 年 4 月 1 日実施）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (5) 地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 青森市暴力団排除条例（平成 23 年青森市条例第 33 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- (7) 共同事業体にあつては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること。
  - ①全ての構成員が、上記（1）から（6）までに掲げる条件を満たしていること。
  - ②構成員が本業務における他の共同事業体の構成員として、又は単独に本プロポーザルに参加していないこと。
  - ③構成員が代表構成員に委託者及び監督官庁等と折衝する行為等を委任していること。
  - ④本プロポーザルの参加申込書の提出時より前に共同事業体を成立させていること。
  - ⑤業務完了時まで代表構成員の変更がないこと。
  - ⑥本プロポーザルの参加申込書の提出時から契約締結時までには構成員の変更がないこと。
- (8) 青森市内に居所を構え、活動拠点を置くこと。
- (9) 過去に他自治体で本業務に類似する業務を実施した実績又はこれに相当する実績を有するなど、本業務を円滑に実施する知見・ノウハウを有すること。

## 3 主なスケジュール

No.	内容	日程
(1)	実施要領等公表	令和 8 年 4 月 22 日（水）
(2)	質問の受付	令和 8 年 4 月 22 日（水）から 令和 8 年 4 月 28 日（火）午後 5 時 00 分まで
(3)	質問に対する回答	令和 8 年 5 月 7 日（木）午後 5 時 00 分まで
(4)	参加申込書の提出期限	令和 8 年 5 月 13 日（水）午後 5 時 00 分まで
(5)	企画提案書等の提出期限	令和 8 年 5 月 20 日（水）午後 5 時 00 分まで
(6)	審査委員会の開催	令和 8 年 5 月 25 日（月）
(7)	選定結果通知	審査完了後

#### 4 実施要領及び仕様書の配付

青森市ホームページからダウンロードすること。

[https://www.city.aomori.aomori.jp/sangyo\\_koyou/jigyosha/index.html](https://www.city.aomori.aomori.jp/sangyo_koyou/jigyosha/index.html)

#### 5 公募型プロポーザル参加等に関する質問の受付

(1) 受付期限 令和8年4月28日(火)午後5時00分(必着)

(2) 提出方法

①公募型プロポーザル質問書(様式第1号)を用いて、電子メールにより提出すること。

②電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

renkeisuishin@city.aomori.aomori.jp(青森市企画部連携推進課)

③電話及び口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

①質問に対する回答は令和8年5月7日(木)午後5時00分までに、青森市ホームページに掲載する。

②ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答を電子メールにて送信する。また、質問内容によっては回答しないこともある。

(4) その他

質問に対する回答の内容は、本要領に係る追加又は修正とみなすものとする。

#### 6 公募型プロポーザルへの参加申込み

(1) 提出期限 令和8年5月13日(水)午後5時00分まで(必着)

(2) 提出書類

①公募型プロポーザル参加申込書(様式第2号) 1部

②公募型プロポーザル共同事業体結成届(様式第3号) 1部

※共同事業体の場合のみ

③法人の概要が分かる資料(会社案内等) 1部

④法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(発行日から3か月以内のもの) 1部

⑤営業所が青森市内にある場合は、青森市税に未納の税額がないことの証明書(発行日から3か月以内のもの) 1部

(3) 提出方法 持参又は郵送(送付記録が残る方法で郵送すること。)

(4) 提出先 1の(7)の「問合せ及び書類提出先」

#### 7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和8年5月20日(水)午後5時00分まで(必着)

(2) 提出書類

副本を提出する場合は、企画提案者が推測されないよう、法人又は共同事業体の名称を明記しな

いこと。

- ①企画提案書（任意様式、A4判片面カラー印刷） 正本1部 副本7部
- ②公募型プロポーザル応募申込書（様式第4号） 1部
- ③公募型プロポーザル誓約書（様式第5号） 1部
- ④公募型プロポーザル類似業務実績等調書（様式第6号） 1部

イ 過去5年間に、国・地方公共団体との間で契約・履行した主な類似・関連業務実績について2件記載すること。

ロ 記載した契約に関する仕様書の写し及び実績報告書を作成している場合にはその写しを添付すること。

ハ イの実績に相当する実績を有する場合は、それを証する書類等を任意様式により提出すること。

- ⑤見積書（任意様式） 1部

- ・見積書の内訳については、可能な限り詳細に記載すること。
- ・見積書には、「おためし地域おこし協力隊実施に要する経費」と「地域おこし協力隊員サポートに要する経費」各々の金額と、その合計金額（消費税額及び消費税込額を明記）及び積算根拠が分かる経費内訳を記載すること。

(3) 企画提案書の構成 別紙1「企画提案書の構成等について」のとおりとする。

(4) 提出方法 持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること。）

(5) 提出先 1の(7)の「問合せ及び書類提出先」

## 8 公募型プロポーザル参加辞退

(1) 提出期限 令和8年5月20日（水）午後5時00分まで（必着）

(2) 公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するときは、公募型プロポーザル参加辞退届（様式第7号）を提出しなければならない。

(3) 提出方法 持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること。）

(4) 提出先 1の(7)の「問合せ及び書類提出先」

(5) 参加辞退届の提出があった場合も、既に提出された一切の書類は返却しない。

## 9 受託候補者の決定

(1) 審査委員会の設置

受託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、「青森市おためし地域おこし協力隊実施及び地域おこし協力隊サポート業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 審査方法

審査委員会において、企画提案者が口頭で説明（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）を行い、審査委員が5段階により評価する。審査の結果、合計点の最も高い企画提案等を提出した企画提案者を受託候補者として選定する。合計点の最も高い企画提案等が2者以上あるときは、それらの企画提案等で投票し、受託候補者を選定する。

(3) 選定基準

選定基準については、別紙2「選定基準」のとおりとする。

(4) 審査委員会の開催

- ・開催日時：令和8年5月25日（月）の市が指定する時間
- ・開催方法：WEB 会議システム Zoom を活用したオンライン開催とする。

(5) 選定結果

- ①選定結果については、選定審査終了後、自己の結果のみを企画提案者に、速やかに電子メールでお知らせするとともに、書面により通知する。
- ②審査内容及び選定結果に対する問合せには応じないものとし、選定結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けられないものとする。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ①この要領に定めた参加資格要件を満たしていない場合
- ②仕様と合致していない場合
- ③提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④提出書類に不足があった場合
- ⑤実施要領等で示された、提出期限、提出方法、提出先、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ⑥選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑦見積額が市の提示する業務に係る提案上限額を上回る場合
- ⑧その他不正な行為があった場合

10 契約事項

- (1) 受託候補者と企画提案書等について協議（協議の内容によっては提案内容の一部を変更することができる。）の上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に定める随意契約の方法によって委託契約を締結するものとする。ただし、当該協議が不調のときは、「9の（2）」による順位が高い者から順に契約締結の協議を行う。
- (2) 契約の締結に当たっては、契約金額100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、青森市財務規則（平成17年青森市規則第63号）第134条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (3) 本業務による成果品の著作権等は原則的に青森市に帰属するものとし、青森市は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成・提出、契約締結の協議に係る費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 企画の提案は、1法人（又は1共同事業体）につき1提案までとする。
- (3) 提出期限以降における書類の差替及び再提出は認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 提案内容については、見積金額以内で全て実施できることを確約したものとみなす。